

老 発 0 3 2 9 第 5 号
 令 和 6 年 3 月 29 日
 各 都道府県知事 殿 市 町 村 長
 厚 生 労 働 省 老 健 局 長
 (公 印 省 略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部
 を改正する省令」の公布について（通知）

【以下、抜粋】

第 2 改正省令の内容

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第 140 条の 62 の 4 第 3 号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。

※ 平成 26 年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

【参考】

〔枚方市介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業〕訪問サービスの概要

類型	現行サービス相当	訪問型サービス A
事業名	予防訪問事業	生活援助訪問事業
サービス説明	訪問介護事業所の訪問介護員等（※ 1）が提供する身体介護等サービス	法人（団体）等の生活支援員（※ 2）が提供する生活支援サービス
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 薬の受け取り ● 入浴の介助や見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 掃除や整理整頓 ● 生活必需品の買い物 ● 食事の準備や調理 ● 薬の受け取り など

※ 1 訪問介護員等とは、介護職として働く上で基本となる知識や技術を習得している介護福祉士・介護職員初任者研修等の資格を有する者

※ 2 生活支援員とは、枚方市生活支援員養成研修を修了した者